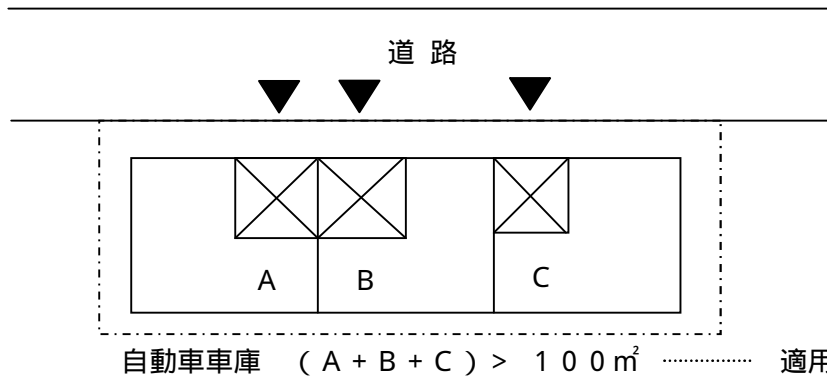


県条例第 23～24 の 2 条

県条例第 8 章（自動車車庫等）の適用について

CASE 1

一棟で複数の自動車車庫の床面積の合計が  $100\text{m}^2$  を超えれば、この章の規定を適用する。



CASE 2

ただし、県条例 23 条（敷地と道路の関係についてのみ）に関しては各道路に面する自動車車庫の床面積がそれぞれ  $100\text{m}^2$  以下であれば、適用されない。

